

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ナウル	ナウル共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とナウル共 和国政府との間の交換公文	ナウルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含 むナウルの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関 係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資 金を贈与すること。	100,000 千円 -----	H18.12. 4 スバ(フイ ジー)で (同日)	日本側 滑川雅士在ナウル 大使(フイジーにて兼轄) ナウル側 デービッド・ア デアン外務貿易大臣	H18.12.12 670号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。